

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年11月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 新村上ショッピングプラザ  
所在地 村上市仲間町197番外  
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更
    - ・イオンリテール株式会社  
(変更前) 代表取締役 村井 正平  
(変更後) 代表取締役 梅本 和典
    - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) イオンリテール株式会社ほか28者  
(変更後) イオンリテール株式会社ほか27者
    - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
      - ・イオンリテール株式会社  
(変更前) 代表取締役 村井 正平  
(変更後) 代表取締役 梅本 和典
      - ・ほか1者
- 3 変更年月日
  - ・2(1)に関する事項  
平成25年3月1日
  - ・2(2)に関する事項  
平成25年3月31日
  - ・2(3)に関する事項  
平成25年6月28日
- 4 変更の理由
  - ・2(1)に関する事項  
設置する者の代表者が変更になったため
  - ・2(2)に関する事項  
小売業者が退店したため
  - ・2(3)に関する事項  
小売業者の代表者が変更になったため
- 5 届出年月日  
平成25年10月24日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年11月8日から平成26年3月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp